平成２５年（フ）第１３８号
静岡県牧之原市波津733番地２
破産者　河村電気株式会社
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９号
兵庫県明石市林３丁目19番23号
破産者　清算法人明石市水産加工業協同組合
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
大阪市中央区平野町３－３－６　平野町Ｋａｎビル２・３階、商業登記簿上の本店所在地兵庫県芦屋市業平町６番11号
破産者　ビジョナリーコネクト合同会社
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
鳥取県鳥取市元町271番地
破産者　有限会社片山製麺所
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
鳥取県八頭郡八頭町安井宿29番地
破産者　有限会社れすとらん山水
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
島根県安来市汐手が丘７番４号　汐彩ハイツ221号室
破産者　野津　幸夫
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
熊本県荒尾市荒尾3959番地35
破産者　株式会社リバレー
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５３０号
埼玉県川越市大字今福1113番地12
破産者　伊藤　健一
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１８号
埼玉県新座市野寺１丁目７番５号
破産者　扇柳　英樹
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３６号
さいたま市緑区原山２丁目10番10号　コーポビハーラ201号、前住所さいたま市浦和区本太５丁目28番17号407
破産者　熊木　喜勝
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
埼玉県川越市大字小ケ谷225番地４
破産者　齋藤　利夫
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２５号
埼玉県狭山市大字水野132番地の22
破産者　久積　　勤
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３１号
埼玉県川越市喜多町10番地２　アピアスバル201号室、前住所埼玉県川越市岸町２丁目28番地４　メイツ川越岸町606号室
破産者　永井　美樹
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１００９号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目５番12号
破産者　谷口　勝久
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７２号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目１番１－801号　山下将人方
破産者　石原　秀晃
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０６号
宮城県黒川郡富谷町富谷字清水仲118番地５　アーク・プラザ壱番館202
破産者　谷川　佳男
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
秋田市土崎港南３丁目12―17、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助151番地３
破産者　高野　　豊
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４６号
秋田市土崎港南３丁目12―17、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助151番地３
破産者　髙野美智子
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１６５号
川崎市川崎区浜町１丁目18番５号　Ｍコーポ103、開始決定時の住所川崎市川崎区浜町１丁目６番10号
破産者　鈴木　光一
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係